

公益財団法人 日本サッカー協会
2019 年度 第 5 回理事会

決議事項

1. 暴力・暴言等根絶に向けた取り組みの件

(決議) 資料1

サッカーの活動現場から、体罰、暴力・暴言、ハラスメント等を根絶するために、以下の取り組みを実施したい。

- (1) 懲罰規程を改定 (決議事項第 2 号議案)
 - 「指導に関連した懲罰基準」を設ける。
- (2) 指導者資格再審査における指導の厳重化
 - ライセンスの停止・降級・失効等に加え、47FA と連携し、必要な指導を実施する。
 - コンプライアンス研修・セーフガード研修の受講義務化 (ライセンス更新講習として)
 - 指導者メンターの配置 (技術担当者の専任化と連動して)
- (3) 2019/20 競技規則改正事項の啓発 (報告事項第 1 号議案)
 - チーム役員の不正行為について明記
- (4) 「サッカーファミリー安全保護宣言」の公表
 - 暴力・暴言等の根絶だけでなく、子どもが安全・安心にサッカーができる環境整備の観点で、別添資料のとおり宣言を公表し、それぞれの項目の検討・実施に着手したい。
- (5) ユニセフ (国連児童基金) 「子どもの権利とスポーツの原則」への賛同
 - スポーツにおける子どもの権利を明示するユニセフ初の文書
 - 多様な関係者が協力して取り組むための指針として作られたもの
 - 本原則に賛同し、ユニセフと共同でサッカーファミリー安全保護宣言を公表したい。

2. 懲罰規程 改正の件

(決議) 資料2

決議事項第 1 号議案「JFA サッカーファミリー安全保護宣言 (仮称) の件」に関連し、懲罰規程を改正したい。

サッカーにおける暴力・暴言根絶の取り組みの一つとして、JFA 規約規定の見直しが掲げられている。現在の懲罰規程では、暴言・暴力事案に関する懲罰の基準などが明確に定められていないが、各都道府県から事案の対応として懲罰基準の明確化の要望を多く頂いている。

本協会及び各都道府県協会における事案対応をより適正なものにすべく、指導者等による暴言・暴力に関する懲罰の基準を明確化するため、以下の通り、懲罰規程を改正する。

なお、当該基準は、原則として公益財団法人日本スポーツ協会 (JSP0) が定める基準を参考にして作成されたが、サッカー界としての暴言・暴力撲滅の姿勢を考慮し、一部、JSP0 の基準より厳しい内容設定としている。

<改正箇所>

- ・懲罰規程第 34 条第 2 項
- ・懲罰規程別紙 3 として、指導に関連した懲罰基準の制定
(詳細は添付参照)

3. 猛暑下における競技会及び選手のプレー環境整備方針の件

(決議) 資料3

昨今の気候変動により気温が上昇し、選手は猛暑下でプレーしなければならない状況であり、昨年の全国高校総体でも女子選手が熱中症を発症するという事案が発生している。

サッカー界では、「JFA 熱中対策ガイドライン」の徹底や、入念な事前準備、気温に応じた柔軟なキックオフ時間の変更といった現場の対応強化等により、選手の安全管理を第一に競技会の開催に努めている。しかしながら、昨今の酷暑は極めて危険な状態にあり、死亡事故等が発生しうる状態で選手にプレーを強いているのが現状である。

「JFA 中期計画 2019-2022」のフットボール重点事項の一つとして、「世界レベルの枠組みや気候の変動に対応するカレンダー改革」を掲げているところ、特に猛暑下での競技会や選手のプレー環境整備に対する迅速な対応が求められている。

ついては、競技会のあるべき姿を以下のように定め、夏季における競技会の環境改善に向けて、すでに各連盟が行っていること、今後行おうとしていること、さらには好事例を挙げながら、できることできないことを整理し、今夏もしくは来年からの実行を目指したい。

■競技会のあるべき姿

“選手（する人）”の競技時間はもちろんのこと、休息时间や、“観る人”、“支える人”といったサッカーファミリーの安全確保を最優先とし、年間を通じて適切な試合環境が整備できている。

■夏季における競技会の環境改善に向けた今後の取り組み

-中長期でトライすること-

- ・北海道・東北地方等の涼冷地での固定またはローテーション開催への移行
- ・開催時期の変更
- ・スポーツ庁や日本スポーツ協会等、関連団体との協働に向けた働きかけ

-短期でトライすること-

- ・熱中症対策ガイドラインのさらなる徹底（試合中止、時間変更、クーリングブレイクほか）
- ・大会の簡素化（出場チーム数の制限、試合時間短縮、延長戦廃止ほか）
- ・可能な限り天然芝ピッチでの開催
- ・午前中の早い時間での試合開催
- ・夜間照明付施設での試合開催
- ・経費増に係る適切な費用負担のバランス（施設、運営担当者人件費、宿泊費増ほか）

4. 女子サッカーデー制定の件

毎年3月8日の国際女性デーに合わせてこの日を「女子サッカーデー」とし、女子サッカーの普及・発展に関わる取り組みを全国で実施する日としたい。

<背景>

アジアサッカー連盟（AFC）では2014年より国際女性デーにちなみ、3月8日を女子サッカーデーとしてアジア全体で女子サッカーに関連する活動の実施を加盟協会に対して呼びかけている。JFAではこれまで、3月8日前後に実施されている女子サッカー関連イベントを集約してこの取り組みに賛同し参加してきた。今後、JFAとしても3月8日を「女子サッカーデー」と位置づ

け、女子サッカーの普及・発展に関わる取り組みを全国で積極的展開したい。

<事例>

- 2016年 女子サッカーシンポジウム開催（大阪）
- 2018年 女性対象キッズリーダー養成講習会（JFAハウス）
- 2019年 女性職員向けD級指導者養成講習会（JFAハウス）

<内容>

3月8日前後に、JFA及び地域、都道府県サッカー協会における女子サッカー関連事業の実施を全国的に実施・推奨し、女子サッカー普及・発展の取り組みを広める。

<参考>

(1) 国際女性デー

1904年3月8日にアメリカで起こった婦人参政権を求めたデモが起源となり、1910年、国際社会主義会議でこの日が「女性の政治的自由と平等のために戦う日」に提唱された。その後、国連が1975年の国際婦人年で3月8日を『国際女性デー』に制定。以後、一般の女性たちの勇気と決断を称える日として世界各地で様々な働きかけが行われている。

(2) JFA フットボールデー

JFAの創立記念日である9月10日を中心に、2008年から全国各地でフェスティバルを開催している。

(3) JFA リスペクトフェアプレーデイズ

2014年から毎年9月上旬に「JFA リスペクトフェアプレーデイズ」を開催。リスペクト（大切に思うこと）、フェアプレー精神を共有し、差別や暴力に断固反対するメッセージを広く伝えている。

5. 指導者に関する規則 改正の件

（決議）資料4

「指導者に関する規則」を以下の通り改正したい。

<主旨>

2016年7月理事会にて承認されたサッカーチームフットサル登録制度の適用範囲拡大（第1種大学チームまで拡大）に伴い、リフレッシュポイント（チーム指導ポイント）付与対象者を拡大する。

※「サッカーチームフットサル登録制度」

第1種大学チーム、U-18、U-15、U-12のカテゴリーにおいては、サッカーチームの登録種別そのままフットサル大会に出場できるようにするもの。

<背景>

2017年8月フットサル委員会、同年11月指導者養成部会および技術委員会で承認されたが、理事会への上程が漏れていた。すでにKICK OFFでの運用を開始しており、事後となるが指導者に関する規則改定を行うもの。

<改正箇所>

「指導者に関する規則」第19条（リフレッシュポイント獲得方法）

2-（2）指導ポイント付与の条件⑥

6. JFA アジア貢献事業 指導者海外派遣の件

（決議）資料5

チャイニーズ・タイペイサッカー協会（CTFA）から女子代表チームの GK コーチとして大友麻衣子氏の派遣要請があり、派遣することとしたい。

氏名：大友 麻衣子（おおとも まいこ）

保有資格：GK-C 級

派遣期間（予定）： 2019 年 6 月 1 日～2020 年 2 月 28 日

CTFA の費用負担：国際航空券、住居、給与（一部）の費用

<経緯>

チャイニーズ・タイペイ女子代表チームは、アジア 2 次予選（東京オリンピック 2020）グループ C（大会期間：2019 年 4 月 3 日～9 日 @カタール、参加チーム：パレスチナ、フィリピン、イラン、チャイニーズ・タイペイ）に出場し、3 戦全勝でアジア 3 次予選（東京オリンピック 2020）への進出を果たした。

CTFA は、上記 2 次予選に出場するチャイニーズ・タイペイ女子代表チームの強化のため、JFA に GK コーチの派遣要請をし、2 月中旬から約 1 カ月の間大友麻衣子氏を派遣した。3 次予選への進出を果たし、新たに大友麻衣子氏への派遣要請があったもの。

7. FIFA 女子ワールドカップ 2023 招致の件

JFA は 3 月 12 日付で「FIFA 女子ワールドカップ 2023」の開催地として立候補するための意思表明書を国際サッカー連盟（FIFA）に提出した。今後は、2019 年 10 月 4 日までに招致及び開催に関する最終書類、開催合意書他の必要書類を FIFA へ提出することとなる。この作業を行うにあたり、以下 2 点をお諮りしたい。

① 招致委員会の名称及びメンバー

② 委員会名称：FIFA 女子ワールドカップ 2023 日本招致委員会

メンバー：委員長 田嶋幸三会長

副委員長 岩上和道副会長／今井純子理事

委員 須原清貴専務理事／佐々木則夫理事／山口香理事／綾部美知枝参与／羽生英之女子委員／小林美由紀女子委員／山岸佐知子女子委員

なお、今後、元代表選手、政府関係者や試合会場候補地の関係者（例 都道府県協会会長他）を適宜追加することとし、選任について委員長に一任いただきたい。

②試合会場候補地選定については、開催要項に即したスタジアムを事務局で調査し、招致委員会が決定することをお認めいただきたい。

8. 100 周年記念事業委員会委員 追加の件

（決議）資料6

100 周年記念事業委員会の委員に、以下の 1 名を追加したい。

氏名：木村 正明（きむら まさあき）

所属：公益社団法人日本プロサッカーリーグ専務理事